実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
東広島市	久芳地区（押谷）	令和2年12月5日	

1　対象地区の現状

①地区内の農地面積	15.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	13.7 ha
③地区内における70才以上の農業者の農地面積の合計	4.9 ha
ⅰ　うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	4.7 ha
ⅱ　うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
（備考）	

注1：③の「○才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2　対象地区の課題

地区内は、平成元年度から2年度に実施の押谷地区ほ場整備事業による基盤整備を実施した水田地域であり、これまでは、地元農家で組織する「押谷営農生産組合」を中心に、水稲、野菜など地域特性を活かした農業を営んできたが、鳥獣被害に加え、担い手の高齢化が進行しており、今後の農地保全を図る上で大きな課題となっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3　対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

押谷集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

４　３の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、農業をリタイア・経営転換する者は、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
鳥獣被害防止対策の取組方針 中山間直接支払制度を活用し、鳥獣を捕獲した際に１頭につき3,000円の助成を実施するとともに、侵入防止柵の設置については、市の1/3補助に加え、1/6の上乗せ補助を行うほか、多面的機能支払制度等の活用による侵入防止柵の点検、修繕により鳥獣防止に取り組む。
災害対策への取組方針 多面的機能支払制度を活用し、大雨が降った際に、ため池や用水路の点検や修繕に取り組むことにより、被害防止を図る。

（留意事項）
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

（参考）　中心経営体

属性	農業者（氏名・名称）	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	在間　輝昭	水稲	3.8　ha	水稲	3.8　ha	久芳地区
計	1 経営体		3.8　ha		3.8　ha	

注１：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。
注２：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね５年から10年後の意向を記載します。
注３：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積（農地面積）を記載します。